○国土交通省告示第七百十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1207	ボイドスラブを用いた床構造に応じて評価する方法	8－1　重量床衝撃音対策	株式会社アイ・エル・シー	福岡市早良区城西一丁目8番40－605号	平成25年6月26日

○国土交通省告示第七百十六号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一九五一号	山本　隆史	大阪府	平成二十五年六月二十日	大阪湾水先区
第一九五二号	長南　宰司	宮城県	平成二十五年六月二十日	内海水先区
第一九五三号	小山　健一	山口県	平成二十五年六月二十日	内海水先区

二　三級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇〇四〇号	野口　武聡	東京都	平成二十五年六月二十日	東京湾水先区
第三〇〇〇四一号	古江　剛志	神奈川県	平成二十五年六月二十日	東京湾水先区
第三〇〇〇四二号	本田　直葵	愛知県	平成二十五年六月二十日	東京湾水先区
第三〇〇〇四三号	夏井　裕希	福島県	平成二十五年六月二十日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇〇四四号	綾部　優子	長崎県	平成二十五年六月二十日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇〇四五号	梅ケ辻和也	奈良県	平成二十五年六月二十日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇〇四六号	蛸積　史丸	兵庫県	平成二十五年六月二十日	大阪湾水先区
第三〇〇〇四七号	宇野　祐司	兵庫県	平成二十五年六月二十日	内海水先区
第三〇〇〇四八号	森　　久	京都府	平成二十五年六月二十日	内海水先区
第三〇〇〇四九号	小森　訓史	福岡県	平成二十五年六月二十日	内海水先区
第三〇〇〇五〇号	諸井　泰三	山口県	平成二十五年六月二十日	内海水先区
第三〇〇〇五一号	長島　大喜	福岡県	平成二十五年六月二十日	内海水先区
第三〇〇〇五二号	小島　史義	愛知県	平成二十五年六月二十日	関門水先区

○国土交通省告示第七百十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年六月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年七月十日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5152号	船外機（小型船舶用）	6DA	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
第5153号	〃	6DB	〃	〃

○海上保安庁告示第百三十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年七月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目十番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三九度四七分三八秒東経一三七度三五分一七秒、北緯三八度五三分一六秒東経一三七度三五分一七秒、北緯三九度二三分五一秒東経一三九度五六分五七秒、北緯三九度四二分四五秒東経一三九度五六分五七秒、北緯三九度四七分三八秒東経一三九度五一分三三秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十五年七月二十四日から平成二十五年九月十三日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第二十八号（平成二十五年七月十九日発行）、二管区水路通報第二十六号（平成二十五年七月五日発行）、九管区水路通報第二十六号（平成二十五年七月十二日発行）

○海上保安庁告示第百三十七号

航路標識の設置及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年七月十日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ａ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯	三五－三七－四四
東経	一四〇－〇〇－五三
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	四・五海里
点灯年月日	平成二十五年六月十七日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｂ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五－三七－〇八
東経	一四〇－〇〇－五八
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	四・五海里
点灯年月日	平成二十五年六月十七日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｃ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五－三七－五二
東経	一四〇－〇一－〇三
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	平成二十五年六月十七日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｄ灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯	三五－三七－五六
東経	一四〇－〇一－〇八
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　やぐら形
灯質	単閃黄光　毎三秒に一閃光
光達距離	四・五海里
点灯年月日	平成二十五年六月十七日
記事	東京都港湾局管理